

[2013 年 12 月例会 (アドバイスグループ)]

日 時： 2013 年 12 月 17 日(火) 18 時～19 時 30 分

会 場： 市大文化交流センター「談話室」

参 加： 梅田、井上、北村、酒井、塩野谷、広海、平尾、藤田
(以上 8 名 敬称略)

話 題：

1 平尾修一氏の著書「明治天皇聖蹟を訪ねて」完成

平尾氏は CVV の会員としては異色の元小学校校長という経歴。社会科が専門で児童に地域の歴史を教えるためにも、大阪周辺のインフラやまちの歴史について研究されている。(平尾氏の配布資料は”ふれあい近畿 “2005.9 号の抜粋記事)

この著書は平成 14 年に着手され 11 年間もかけて、今年完成された 450 頁にもわたる立派な報告書です。内容は明治天皇行幸に際しての聖蹟(大阪、京都、奈良、堺)について調査されたもの。明治 36 年博覧会開催時の行幸についても多く書かれている。

国公立の図書館や大阪城資料館などに寄贈されている。

歴史など調査目的を持って歩き、まとめて記録することが認知症予防など健康維持に効果的であるとの平尾氏の経験談があった。

2 神戸市の土木の日「土木の教室」へ CVV から 3 人参加

(井上氏、塩野谷氏、藤田氏)

日時 平成 25 年 11 月 23 日(土・祭日)12:30～15:00

場所 神戸市垂水区東舞子町 4-114 「橋の科学館」

内容 マッチ棒で橋の模型をつくろう

3 平成 26 年度土木学会全国大会研究討論会の対応

10 月例会で谷平幹事長にお任せするとしたが、12 月 16 日に藤田から全会員と谷平さんへ土木学会全国大会対応案を送信した。項目としては①経験豊かな先生や会員方の講演や研究発表を依頼する、②テーマを決めての討論会、③CVV の主な活動と成果及び将来像発表などである。

その案を参考に 17 日のアドバイス Gr の例会で改めて協議したが、同日 17 日の谷平さんから土木学会の谷さんへの送信内容を拝見し、1 月 14 日の週以降の調整対象者会議を待つこととした。

4 技術図書(技術論文)の紹介(第 2 回)

今回は日本技術士会月刊誌「PE 技術士 11」の原子力・放射線基礎講座「Ⅲ 福島第一原発の事故経緯と教訓」(執筆者 原子力放射線部の技術士 伊藤晴夫氏と富永研司氏)について以下のとおり簡単に紹介し、意見を交換した。

・事故原因 地震発生から約 50 分後に発電所を襲った津波(浸水高さ 15.5m)のため全電源喪失状態となった。

- ・**反省点** ①わが国の安全設計審査指針は長期間の非常電源喪失を考慮していなかった。
②過酷事故に対する安全重要性や取組の認識が低く、訓練や演習がしっかりと行われていなかった。
③結果的に格納容器減圧と原子炉冷却ができずに炉心溶融を招いた。海水注入を試みたが、遅くなり間に合わなかった。
- ・**水素爆発** 合金 Zr 被覆管表面温度が約 900° C を超えると水と金属の反応が加速度的に進み、合金酸化によって大量に発生した水素が格納容器に放出された。高温高圧になった格納容器の上蓋などが高温で損傷し、放射性物質とともに水素を含んだガスが原子炉建屋内に漏えいした。水素ガスは空気と混合して爆発し、放射性物質が拡散した。
- ・**福島第一原発の現状** 格納容器から冷却水が漏えいし、タービン建屋に流出した。放射性物質をフィルターで除去した後、再び炉心に注入し、その余剰水は汚染水としてサイト内タンクに保管されている。現在タービン建屋に地下水が約 400 立方メータ/日流入しており、保管タンクが増え続けている。この汚染水処理と海洋への漏えいを防止することが社会的大問題になっている。
- ・**安全文化の醸成** 過酷事故が発生した場合の事故拡大防止及び防災体制強化のため、ハード・ソフト両面の対応が進められている。安全第一で弛まぬ安全性向上に配慮する意識改革すなわち安全文化の醸成と実践が極めて重要とのこと。

○感想 安全文化と事故前の安全神話の醸成の違いが不明。想定外にならないよう監視する必要がある。

- ・**今後の取り組み** 産官学の英知を結集し、タブーを設けない技術的に自由な検討を重ね、除染作業や廃炉作業及び安全運転に有効な知見を反映することが極めて重要である。そして一般国民との正しいリスクコミュニケーションを図ることが肝要であるとのこと。

○感想 この時期に特定秘密保護法が公布された。これが政府と原発事業者及び国民のリスクコンセンサス形成に支障するのではないかと心配である。

5 最近のニュースの意見交換（第3回）

今回は「特定秘密保護法」について意見交換を行った。ゴシック文字が記事の見出しである。

2013. 12. 7 ・**秘密保護法が成立 機密情報、他国と共有**

機密を漏らした公務員らへの罰則を強化する特定秘密保護法が 6 日深夜可決、成立した。特定秘密は防衛と外交、スパイ活動、テロの 4 分野のうち、日本の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘匿が必要な情報を絞り込み、閣僚ら「行政機関の長」が指定する。

・**深夜の攻防議場騒然**

深夜に及ぶ激しい攻防があり、さらなる議論を求める声は国会内外に根強い。原発や米軍基地周辺住民らは「安全に関する情報はきちんと知らせてほしい」と訴えている。具体的には「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」試算結果を公表しなかったことを強く批判。秘密の範囲が拡大解釈される。第三者機関による原発の安全性公表などを訴えている。

・乱用排除運用力ギ

政府は日本版 NSC の機能強化を狙っており、行政が恣意的に特定秘密を指定し、国民の「知る権利」を侵害するなど乱用懸念を払拭する必要があり、その運用がカギを握る。

・特定秘密 国会が監視

自民党は国会に特定秘密を監視する常設機関設置を検討する。秘密指定状況を審議する委員会(秘密会)などを想定している。国會議員が特定秘密を漏らした場合の罰則も設ける。

2013. 12. 8 ・有識者会議、年明けに 特定秘密の基準作成

政府は特定秘密の指定基準を作成する「情報諮問会議」を来年1月にも設置する。

・知る権利 制約に懸念

秘密指定を監視するチェック機関は内閣官房に「保全監視委員会」を設ける意向。**行政が行政を監視する構図では実効性に問題がある。**基準作成する有識者会議の「情報保全諮問会議」は外部の目が入るが中身をチェックするものではないことも問題である。

・日本版 NSC(国家安全保障会議)と一体

今回4日に発足した国家安全保障会議はなぜ必要か。米国など「日本に情報提供すると直ぐ漏れるとの疑念が強い」ため情報提供を拒まれた経験があるとのこと。

感想 それなら既存の MDA(日米相互防衛援助協定)など改定し徹底すればよいことではないか。

・特定秘密保護法の要旨 私はこう見る

要旨は別途添付。宮家邦彦戦略研究所主幹は賛成。曾我部真裕京大院教授は乱用を防ぐ法律修正が必要。専門団体理事長は市民の理解なく反対。

2013. 12. 11 ・世界人権宣言 65 周年記念集会で作家大江健三郎さんが講演

「真実を述べなくなる人が節目の大事な場面で出てきて、日本全体が揺らぐだろう。非常に暗い気持ちでいる」と述べた。また「選挙で真面目に投票し、国会を注視し続ける必要がある」とも語り掛けた。

2013. 12. 10 ・首相「国民生活に影響ない」

もっと丁寧に説明すべきだった。国民生活に影響が出ることはないと強調。

感想 発足してしまえばただの言い訳。影響のない法律があるのか。防衛、外交、スペイ、テロの4分野に亘って国民に影響があるので、影響が無ければ何のための法律か。

- ・秘密保護法 13日に公布。
- ・内閣支持率 10ポイント急落 47% 共同通信世論調査。

6 北村正夫氏の自分史「続 私の七十年」報告

北村氏は以前に立派な自分史を作成され、関係者に配布されました。その自分史に続いて、この10年間の海外旅行、健康維持も含めての全国巡りなどの行動を簡単なメモにまとめられて報告(配布)された。80歳を過ぎたご高齢ですがまことに元気です、後輩として見習いたいもの。

7 忘年会開催報告

例会終了後忘年会を開催し、沖縄料理を頂きながら平成25年の一年間を振り返りながら新年の新しいCVV活動を考える会となった。

以上